## 34 佐原2丁目地区地区整備計画区域

	制限事項	S.整備計画区域 計画地区		
		文教施設地区	商業・業務施設地区	
(1)	建築物の用途の制	次に掲げる建築物及びこれらに	次に掲げる建築物及びこれらに	
	限	附属するもの以外のもの	     附属するもの以外のもの	
		ア 店舗(物品販売業を営む店	ア 店舗で、その用途に供す	
		舗以外のもの。以下同じ。)	る部分の床面積の合計が	
		で、その用途に供する部分	3,000平方メートルを超える	
		の床面積の合計が150平方	もの	
		メートルを超えるもの	イ カラオケボックスその他	
		イ 事務所	これに類するもの	
		ウ カラオケボックスその他	ウ 神社、寺院、教会その他	
		これに類するもの	これらに類するもの	
		エ 神社、寺院、教会その他	エー自動車教習所	
		これらに類するもの	オ 畜舎で、床面積の合計が	
		才 公衆浴場	15平方メートルを超えるも	
		カー自動車教習所	$\mathcal{O}$	
		キー自動車車庫	カ 工場(法別表第2(る)第1号	
		ク 倉庫	に規定するもの)	
		ケー畜舎	キ 危険物の貯蔵又は処理に	
		コ 工場(令第130条の6に規	供するもので令第130条の9	
		定するものを除く。)	第1項の表準工業地域の欄	
		サー自動車修理工場	に定める危険物の数量を超	
		シ 危険物の貯蔵又は処理に	えるもの	
		供するもので令第130条の9		
		第1項の表準住居地域の欄		
		に定める危険物の数量を超		
		えるもの		
(2)	建築物の容積率の			
	最高限度			
(3)	建築物の建蔽率の			

	最高限度		
(4)	建築物の敷地面積	250平方メートル。ただし、公	1,000平方メートル。ただし、公
	の最低限度	益上必要な建築物(令第130条の	益上必要な建築物については、
		4に規定するものをいう。以下	この限りでない。
		同じ。)については、この限りで	
		ない。	
(5)	壁面の位置の制限	1.5メートル(幅員が20メートル	1.5メートル(幅員が20メートル
		以上の道路の道路境界線に面す	以上の道路の道路境界線に面す
		る部分は3メートル)。ただし、	る部分は3メートル)。ただし、
		建築物の敷地面積が250平方メ	建築物の敷地面積が1,000平方メ
		ートル未満の公益上必要な建築	ートル未満の公益上必要な建築
		物については、この限りでな	物については、この限りでな
		ν <sub>°</sub> ,	ν <sub>0</sub>
(6)	建築物の高さの最	地盤面から20メートル	地盤面から20メートル
	高限度		
(7)	建築物の形態又は		
	意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制	へい等で道路に面するものは、	へい等で道路に面するものは、
	限	地盤面からの高さが2メートル	地盤面からの高さが2メートル
		以下の網状その他これに類する	以下の網状その他これに類する
		形状のもの。ただし、次のいず	形状のもの。ただし、次のいず
		れかに該当するものについて	れかに該当するものについて
		は、この限りでない。	は、この限りでない。
		ア 公園、運動場その他これ	ア 公園、運動場その他これ
		らに類する用途に供するも	らに類する用途に供するも
		のに設けるへい等で、網状	のに設けるへい等で、網状
		その他これに類する形状の	その他これに類する形状の
		もの	もの
		イ 危険物の貯蔵又は処理の	イ 危険物の貯蔵又は処理の
		用途に供するものの周囲に	用途に供するものの周囲に
		設けるへい等で、当該施設	設けるへい等で、当該施設

の設置に関する法令等でそ の設置が義務付けられてい るもの

- ウ 壁面の位置の制限に掲げ た距離以上に後退した位置 に設けるへい等で、当該後 退部分(出入口部分を除 く。)に植栽等を設けたもの エ ごみ集積場の周囲に設け るもの
- の設置に関する法令等でそ の設置が義務付けられてい るもの
- ウ 壁面の位置の制限に掲げ た距離以上に後退した位置 に設けるへい等で、当該後 退部分(出入口部分を除 く。)に植栽等を設けたもの エ ごみ集積場の周囲に設け るもの